

令和5年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

秋田県健康福祉部長寿社会課

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条に基づき、令和5年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を公表します。養介護施設従事者等による虐待とは、高齢者虐待防止法第2条第5項に規定されており、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待をいいます。

1 集計対象

65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例（65歳未満であるが養介護施設に入所・利用している場合は、高齢者とみなして同法律を適用する。）で、令和5年4月1日～令和6年3月31日までに市町村又は県が虐待の事実確認を行い、虐待の事実が認められたもの。

2 件数 7件

3 虐待の状況

性別	1 被虐待者の状況			2 高齢者虐待に対して取った措置	3 その他の事項	
	年齢	心身の状態等	高齢者虐待の類型		虐待があった施設・事業所の種別類型	虐待を行った養介護施設従事者等の職種
1 女性	90～94歳	要介護3	介護・世話の放棄・放任	・市町村から施設等に対する指導 ・市町村から施設等改善計画の提出依頼	軽費老人ホーム (特定施設入居者生活介護)	介護職員 (介護福祉士)
2 女性	80～84歳	要介護4	身体的虐待	・市町村から施設等改善計画の提出依頼	特別養護老人ホーム	介護職員 (介護福祉士)
3 女性1 女性2 男性1	85～89歳 90～94歳 90～94歳	要介護4 要介護5 要介護5	身体的虐待	・市町村から施設等に対する指導 ・市町村から施設等改善計画の提出依頼	介護老人保健施設	介護職員
4 女性	90～94歳	要介護4	心理的虐待・身体的虐待	・市町村から施設等に対する指導 ・市町村から施設等改善計画の提出依頼 ・虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導	小規模多機能型居宅介護	管理者 (社会福祉主事)
5 女性	65～69歳	要介護3	心理的虐待	・市町村から施設等改善計画の提出依頼	特別養護老人ホーム	介護職員 (介護福祉士)
6 女性	95～99歳	要介護3	心理的虐待・身体的虐待	・市町村から施設等改善計画の提出依頼	特別養護老人ホーム	介護職員 (介護福祉士)
7 女性	80～84歳	要介護3	心理的虐待	・市町村から施設等改善計画の提出依頼	特別養護老人ホーム	介護職員